

【2025年4月1日施行】

○町田市地域包括支援センター事業実施要領 (案)

第1 目的

この要領は、町田市に設置する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業に関し必要な事項を定めることにより、市内の高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 センターの設置

町田市に設置するセンターは次のとおりとする。

- （1）第4第1項に定める区域を担当するセンター（以下「高齢者支援センター」という。）
- （2）在宅医療・介護連携機能強化型のセンター（以下「医療と介護の連携支援センター」という。）

第3 事業の委託

市長は、センターの運営を適切、公正、中立かつ効率的に実施出来ると認めた者に対し、第5に定める事業を委託する。

第4 名称及び担当区域

1 第2第1項第1号に定めるセンターの名称は「高齢者支援センター」とし、それぞれ担当する区域名を先頭に付けるものとする。高齢者支援センターが担当する区域は、別表1に定めるとおりとする。

2 第2第1項第2号に定めるセンターの名称は「医療と介護の連携支援センター」とし、担当する区域は市内全域とする。

第5 事業内容

1 高齢者支援センターが実施する事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業
- (2) 法第115条の45第2項各号に規定する包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業
- (3) 法第115条の48に規定する地域ケア会議の開催
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 医療と介護の連携支援センターが実施する事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業
- (2) 法第115条の45第2項第1号から3号に規定する包括的支援事業
- (3) 法第115条の45第2項第4号に規定する在宅医療・介護連携推進事業のうち次に掲げる事業

ア 在宅医療・介護連携推進事業について高齢者支援センターの後方支援

イ 市民に対する在宅療養の理解促進に向けた啓発

ウ 市全域の在宅医療・介護連携に係る情報の集約、課題の整理及び対応策の調査、研究

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 医療と介護の連携支援センターは、地域の医療・介護関係者、高齢者支援センター等から在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行う窓口としての機能を有するものとする。

第6 開所日及び時間

1 センターは、次の各号に掲げる休業日を除いた日に、午前8時30分から午後5時まで開所する。

- (1) 土曜日（医療と介護の連携支援センターに限る。）
- (2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 市長は、特に必要と認めるとき、前項の開所日及び時間を変更し、または臨時に休業日を定めることが出来る。

第7 あんしん相談室

高齢者支援センターの設置者は、住民の利便性を高めるため、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、高齢者支援センター本体につなぐ機能を持つ窓口として、あんしん相談室を置く。あんしん相談室には、市民からの相談に適正に対応できるよう職員を常駐させることとする。

第8 職員の配置基準

1 センターに配置する人員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 保健師または保健師に準ずるものとして、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないとする。

(2) 社会福祉士または社会福祉士に準ずるものとして、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

(3) 主任介護支援専門員または主任介護支援専門員に準ずるものとして「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

(4) 介護支援専門員

(5) その他事務職員等、市長が必要と認める者

2 高齢者支援センターに配置すべき職員の員数は、区域内の第1号被保険者数に応じ、別表2に定めるとおりとし、医療と介護の連携支援センターに配置すべき職員の員数は、区域内の第1号被保険者数に関わらず5人とする。

3 高齢者支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、第1項第1号から3号に定める者を、区域内の第1号被保険者数が12,000人以下のときは各1人以上、区域内の第1号被保険者数が12,000人を超えるときは、各2人以上とする。

4 医療と介護の連携支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、第1項第1号から3号に定める者を、各1人以上とする。

5 第3項と第4項に定める者の配置について、特例的に以下の各号を適用することが出来ることとする。

(1) 地域包括支援センターが置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の人数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、非常勤職員を常勤職員が勤務すべき時間数に換算して配置することができる。

(2) 地域包括支援センター運営協議会が、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターの担当する区域を一つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置することができる。

6 センターに第1項第5号に定める者を配置する場合は、1人までとする。

7 センターに配置した人員の中から、管理責任者を置くものとする。

8 高齢者支援センターに配置した人員の中から、認知症地域支援推進員、見守り相談員を置くものとする。

9 高齢者支援センターは、第2項に定める員数とは別に、地域介護予防推進員、生活支援コーディネーターを1人ずつ配置する。

第9 補則

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

- 1 この要綱は、２００６年４月１日から施行する。
- 2 町田市在宅介護支援センター運営事業実施要綱（１９９９年１０月１日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、２０１０年４月１日から施行する。ただし、改正後の第１、第４及び第５第１０号の規定は、２００９年５月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０１１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０１２年１０月８日から適用する。

附 則

この要綱は、２０１４年７月２１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０１５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０１６年７月１８日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、２０１７年５月１日から施行する。
- 2 この要綱による廃止前の町田市地域包括支援センター事業実施要綱は、２０１７年５月１日以後においては、町田市要綱等取扱規程（平成２８年１１月町田市規程第１２号）の規定により制定された要綱以外の内規文書とみなす。この場合において、当該要

綱以外の内規文書とみなされたものの題名は、町田市地域包括支援センター事業実施要領とする。

附 則

1 この要領は、2019年4月1日から施行する。ただし、改正後の第9の規定は、2020年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、2020年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、2020年7月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、2024年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、2024年12月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、2025年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

区域名	担当区域
堺第1	相原町
堺第2	小山町 小山ヶ丘 上小山田町
忠生第1	下小山田町 忠生 小山田桜台 矢部町 常盤町 根岸町 根岸 図師町
忠生第2	山崎町 山崎 木曽町 木曽西 木曽東（都営木曽森野アパートを除く。） 本町田（公社住宅町田木曽に限る。）

鶴川第 1	小野路町 野津田町 金井 金井町 金井ヶ丘 大蔵町 薬師台
鶴川第 2	能ヶ谷 三輪町 三輪緑山 広袴町 広袴 真光寺町 真光寺 鶴川
町田第 1	原町田（都営金森 1 丁目アパートを除く。） 中町 森野 旭町 木曽東（都営木曽森野アパートに限る。）
町田第 2	本町田（公社住宅町田木曽を除く。） 藤の台 南大谷（公社住宅本町田に限る。）
町田第 3	玉川学園 南大谷（公社住宅本町田を除く。） 東玉川学園
南第 1	鶴間 南町田 小川 つくし野 南つくし野
南第 2	金森 金森東 南成瀬 成瀬が丘 原町田（都営金森 1 丁目アパートに限る。）
南第 3	成瀬 西成瀬 高ヶ坂 成瀬台

別表 2 （第 8 関係）

職員配置基準

第一号被保険者数	配置人員
～ 4, 5 0 0 人	4 <u>5</u> 人
4, 5 0 1 ～ 6, 0 0 0 人	5 <u>6</u> 人
6, 0 0 1 ～ 7, 5 0 0 人	6 <u>7</u> 人
7, 5 0 1 ～ 9, 0 0 0 人	7 <u>8</u> 人
9, 0 0 1 ～ 1 0, 5 0 0 人	8 <u>9</u> 人
1 0, 5 0 1 ～ 1 2, 0 0 0 人	9 <u>1 0</u> 人
1 2, 0 0 1 ～ 1 3, 5 0 0 人	1 0 <u>1 1</u> 人

13,501～15,000人	11 <u>12</u> 人
<u>15,001～16,500人</u>	<u>13人</u>
<u>16,501～18,000人</u>	<u>14人</u>

備考

- 1 この場合の第1号被保険者数は、担当区域内における65歳以上人口とする。
- 2 各年度の配置人数は、前年度の10月1日における第1号被保険者数を基準とする。